

会 議 録

会議の名称	令和6年度第3回国民健康保険運営協議会		
開催日時	書面開催 【審議期間】令和7年3月10日～令和7年3月21日		
開催場所	書面開催		
出席者	公益代表 瀬戸 晃 荻原 健司 星野 久美子 長瀬 未紗 被保険者代表 鈴木 健夫 米井 郁代 吉川 浩正 吉田 奈々子 保険医代表 中村 雄大 渡 潤 永野 芳郎 柏木 紀久 被用者保険等保険者代表 加藤 寿和		
事務局	健康部長、健康部参事兼保険年金課長、保険年金係長、国保給付係長、保険年金係主事補		
会議の公開可否	<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開
	傍聴者数	—	
非公開又は一部公開とした理由	書面開催のため		
報告	(1) 令和7年度国民健康保険事業特別会計予算（案）		
資料の名称	資料1（令和6年度第3回国民健康保険運営協議会会議資料） 資料2（令和7年度国民健康保険事業特別会計予算（案）【歳入】） 資料3（令和7年度国民健康保険事業特別会計予算（案）【歳出】）		
会議の結果			
	【質問・意見の聴取】 報告(1) 質問3件、意見2件		
議事の概要（又は詳細）			
【書面開催の方法】 令和7年3月10日 資料を郵送にて全委員へ送付 3月21日 各委員から「質問・意見書」の提出			
	【議事】		

令和7年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について事務局から報告（書面）し、質問・意見をいただいた。

【委員からの意見及び事務局からの回答】

1 令和7年度国民健康保険事業特別会計予算（案）

(1) 質問

ア 軽減判定所得の引上げについて

（ア）軽減判定所得の引上げにより、軽減対象世帯が増となり、保険税収入の減が予想される。令和7年度予算は軽減判定所得の引上げを反映しているのか。

【事務局回答】

軽減の対象となるのは均等割額及び平等割額のみで、所得割額は対象外です。軽減額は保険基盤安定繰入金により補助されるため、保険税収入が減となることはありません。

また、令和7年度予算は、軽減判定所得額は引上げ後の額で予算計上しています。

（イ）保険基盤安定繰入金は軽減された保険税が100%補填されるのか。

【事務局回答】

国民健康保険保険基盤安定負担金交付要綱及び保険基盤安定負担金繰入金額算出基礎表作成要領に基づく軽減対象額に対し、国2分の1、県4分の1、市4分の1の割合で全額補助されます。

イ 所得を把握できない者に対する保険税軽減措置への対応について

市が所得を把握できないために軽減措置が適用されず、応益割を全額課税している事例はあるのか。

【事務局回答】

未申告者や転入の事由により所得が把握できない場合は、均等割額及び平等割額のみを課税しています。低所得者に対する軽減は、国民健康保険税条例に基づき軽減されるため、所得不明者に対しては軽減することができません。

ウ 国民健康保険財政調整基金と県繰入金特別交付金分との関係について

評価点が10点というのは何を意味しているのか。また、保険者努力支援分が50点獲得予定というのとは何か。

【事務局回答】

特別交付金（県繰入金）は、国民健康保険事業への取組に対する評価項目の獲得点数により、交付額が決定されます。44項目（255満点）のうち、国民健康保険財政調整基金の保有額が前年度の保険税調定額の5%以上を保有しているため、10点の獲得を予定しています。

また、特別交付金（保険者努力支援分）も同様に評価項目の獲得点数により交付額が決定され、国民健康保険財政調整基金の繰入れにより、決算補填等目的の法定外一般会計繰入が解消したことで50点の獲得を予定しています。

(2) 意見

ア 令和6年10月からの被用者保険適用の拡大や後期高齢者医療制度への移行により国民健康保険の被保険者数が減少し、厳しい状況とは思うが、税率の改定は行わず、課税限度額を引き上げたことで、中間所得層にとっては一定程度の負担減となったと理解している。

保険料水準の統一に向けては、さらなる負担増も予想されるが、国や県に対し制度の抜本的な改革や国保財政基盤の強化、拡充を引き続き強く求めていくよう要望する。

イ 農業者として考えた場合、農業経営が近年、物価上昇になり、農業収入が赤字傾向になり、国民健康保険税も納税が厳しくなっている農業者もいると思う。

また、農作中の体の不調、事故による怪我など、現場（田、畑）での近辺に人がいない場合は多いので、早い対応処置が出来るように考える必要があると思う。

自営業者（特に農業者）は、自分の体の健康管理が難しく、農業者用医療制度も必要だと思う。